

目指せ！ 労働災害

〇 ゼロへ！

データで見る、わかる、実践する！

労災収支改善を 目指して！ P.02

交通事故の死亡災害者数 … 154人！ P.04

荷役作業中の死傷災害者数 … 9,056人！ P.06

過労死等認定件数 …… 57件！ P.08

平成23年度労災保険収支改善推進運動実施中！



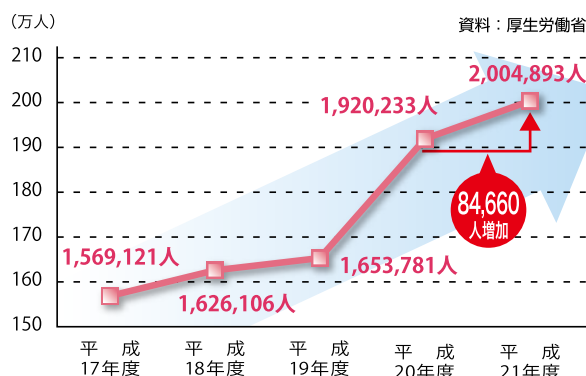
労災保険収支改善運動を 強力に推進し 収支悪化に歯止めを!

陸上貨物運送事業の労働者数(グラフ1)は、大手事業者の業種取扱変更等により労働者数が増える中、労災保険の新規受給者数(グラフ3)では、平成20年度に比べ平成21年度は5,062人減少しています。

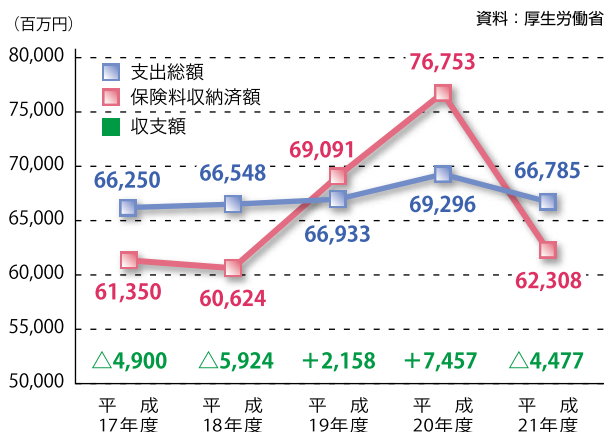
また、支出総額で見た場合平成21年度は平成20年度に比べ2,511百万円が削減されました。

保険料収納済額は、平成21年度は平成20年度に対し14,445百万円減少していますが(グラフ2)、平成21年度に労災保険料率が13/1000から11/1000に見直されたことにより業界として負担割合が軽減しています。

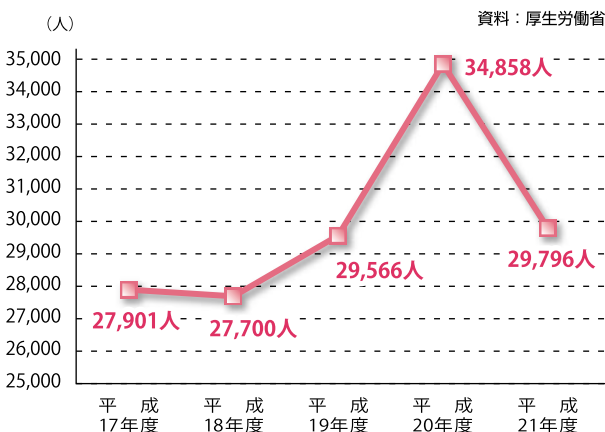
グラフ・1 陸上貨物運送事業の労働者の推移



グラフ・2 保険料収納済額と支出総額の推移



グラフ・3 労災保険新規受給者の推移



労災保険制度とは… (労働者災害補償保険制度)

労働者が業務上の事由または通勤により、負傷、病気、死亡した場合に、本人や遺族を保護するために必要な保険給付を行うための制度が、労災保険制度です。この制度は、政府が管理・運営している強制的な保険ですので、労働者(パートタイマー、アルバイトも含む)を一人でも雇っている事業者は、労災保険の加入手続きを行わなければなりません。 ※労働者災害補償保険法 第一条、第三条より

労働災害防止へのチェック

あなたの会社は
徹底できていますか?



労働基準法、改善基準告示について

労働基準関係法令の違反は、監督指導を実施した事業場数の81.0%、改善基準告示の違反は同63.3%(平成22年1月～12月厚生労働省資料より)です。法律や規則の違反行為は、労災事故を増大させる引き金にもなります。

平成22年は減少傾向にあった 労災件数が増加に転じました

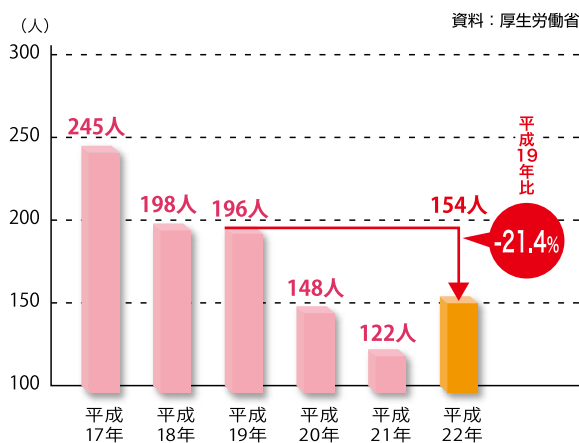
改めて事故防止・安全対策を徹底し改善に取り組んでください

これまで労働災害に関する数値は、年々、改善・減少傾向にありましたが、
平成21年に比べ平成22年は、死亡災害、
死傷災害(休業4日以上)ともに増加に転じています。

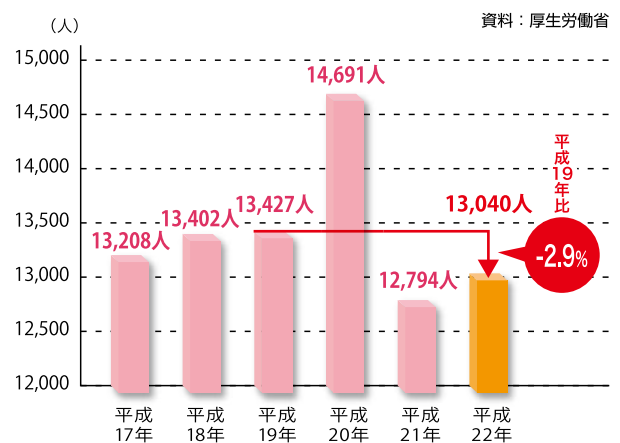
厚生労働省が発表した『第11次労働災害防止計画(平成20年度から24年度)』では「死亡者数は対平成19年比で20%以上減少」、「死傷者数は対平成19年比で15%以上減少」を目標値としています。陸上貨物運送事業の死亡災害者数は、「目標に対し21.4%の減少(グラフ4)」、休業4日以上の死傷災害者数は「目標に対し2.9%の減少(グラフ5)」となっています。

しかし、両グラフともに平成21年と比べると災害者数は増加しており、さらに気を引き締めて改善に取り組む必要があります。

グラフ・4 死亡災害の推移



グラフ・5 死傷災害(休業4日以上)の推移



※この冊子において、名称の統一性を図るためP.02・P.03の貨物取扱事業の表記を「陸上貨物運送事業」に変更してあります。

□ 所定労働時間

所定労働時間とは会社ごとに決めている休憩時間を除く通常の労働時間のこと。
1週間の労働時間は、労働基準法で定められた範囲内で所定労働時間を定めます。

次頁へ >>>>>

□ 時間外労働および 休日労働に関する 協定の提出

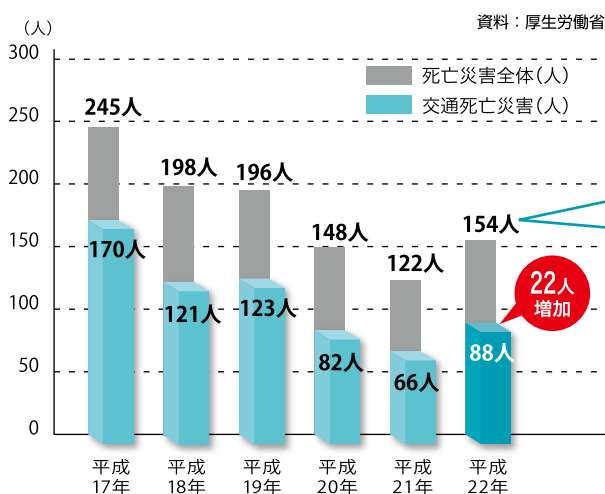
法定労働時間(週40時間)を超えて労働させる場合、
労働基準法第36条に定める協定を労働組合(または従業員代表)との間で締結し、所轄の労働基準監督署長へ届けること。



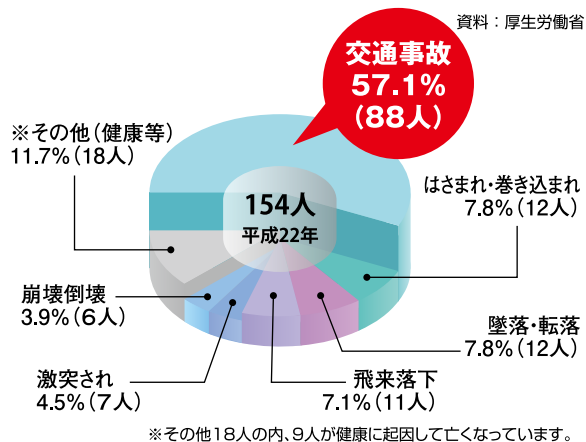
平成22年、死亡災害の57.1

みなさんの努力により、陸上貨物運送事業における交通事故の死亡災害者数は年々減少し続けていました。しかし、平成22年は「22人の増加」という結果になっています(グラフ6)。交通事故が死亡災害に占める率は57.1%と圧倒的に高く(グラフ7)、一旦事故を起こせば他者を巻き込んだ重大事故となる恐れがあります。交通事故撲滅に向けた、より一層の安全運転が求められています。

グラフ・6 全死亡災害者数と交通死亡災害者数の推移



グラフ・7 死亡災害における型別割合



健康に起因して亡くなった方について…P.09へ

交通事故撲滅へ 安全対策の ポイントを再確認!

対策1 改善基準告示を遵守し、適切な休憩・休息を

- トラック運転者が交通法規を守り安全運転を心がけるように管理者が指導。
- 改善基準告示を遵守し、長時間運転や長時間労働とならないように運行計画を立て、適切な休憩・休息を確保しましょう。

改善基準告示について…P.11へ

□1日の拘束時間

拘束時間とは、労働時間(所定外労働時間を含む)に休憩時間を合わせた全体の時間。原則として1日13時間、最大16時間まで。しかし、15時間を超えられるのは週2回まで。

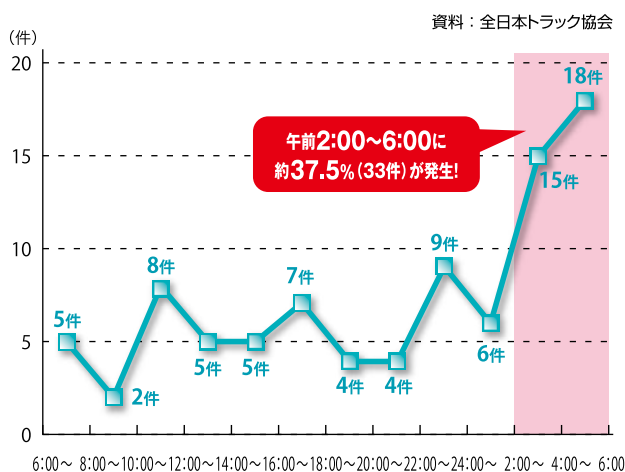
□1カ月の拘束時間

1カ月の拘束時間は、原則293時間まで。しかし、会社と労働組合(組合がなければ従業員代表)との労使協定があれば、年間6ヵ月までは最大320時間まで延長可能。ただし年間の拘束時間3,516時間は超えられません。

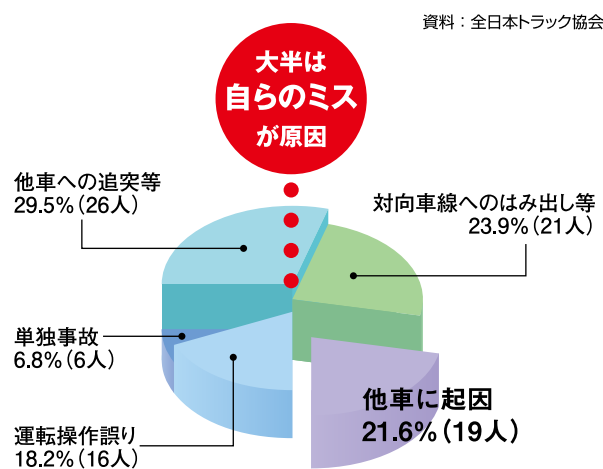
%が交通事故

平成22年に発生した交通死亡災害88件の時間帯別の内訳をみると、午前2時～6時が他よりも多くなっていることがわかります(グラフ8)。また、事故原因では「他車に起因するもの」は約22%で、事故の大半は自らのミスが原因です(グラフ9)。いま一度、交通死亡災害の発生理由を見直し、事故撲滅に向けてより一層トラック運転者の安全運転の意識向上と徹底を図りましょう。

グラフ・8 死亡災害(交通事故88件)の時間帯別内訳



グラフ・9 交通事故88件の内訳



対策2 SASスクリーニング検査の徹底

- 交通事故削減のためにもトラック運転者の健康管理を推進。
- 近年問題視されているSAS(睡眠時無呼吸症候群)対策のために「SASスクリーニング検査」の助成制度を活用しましょう。

SAS検査助成制度について…P.10へ

★SAS (Sleep Apnea Syndrome)とは…

「SAS＝睡眠時無呼吸症候群」は、眠っている最中に何度も呼吸が止まってしまう病気です。そのため眠りが浅く、また脳への酸素供給も悪く、脳も体も満足な休息が取れず、日中に強い眠気を感じて居眠りをしたり、集中力を欠くことが多くなります。

□休息期間

休息期間は、勤務終了後、少なくとも継続8時間以上必要ですが、1週間あるいは1ヵ月間の拘束時間との兼ね合いから、毎日8時間で良いというわけではありません。原則11時間の休息期間が必要。またトラック運送業には、業務の必要上、通常の休息期間を与えることが困難な場合、分割休息が認められており、1回4時間以上で合計が10時間以上となっています。ただし、回数が少なくなるように努める必要があり、分割休息で取り扱えるのは2ヵ月の勤務のうち1ヵ月分です。

次頁へ >>>>

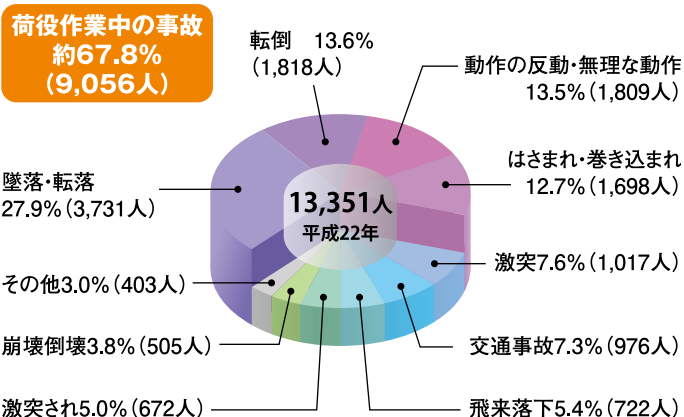
平成22年、死傷災害の約67.8

平成22年の陸上貨物運送事業における死傷災害（休業4日以上）の約7割が、墜落・転落、転倒、動作の反動・無理な動作、はさまれ・巻き込まれなどの「荷役作業中の事故」になっています（グラフ10）。

荷役作業中の事故が発生しやすい場所のひとつが、荷物の積卸しが行われるプラットフォーム付近です。「いつも行っている作業だから」といった気のゆるみが、事故の大きな原因となっています。

グラフ・10 平成22年 死傷災害（休業4日以上）
13,351人の事故の型別状況

資料：厚生労働省



厚生労働省が荷主等へ協力要請



厚生労働省は、トラック運転者の荷役作業時の労災事故の多くが、荷主等の事業場で発生していることから「荷主のみなさまへ 自社構内での荷役作業の安全確保にご協力下さい」と題するリーフレットを作成し、運送事業者と協力し荷役作業時の労災防止を呼びかけています。

荷役作業での安全確保のための荷主の実施事項

- ① 労働災害防止のため陸運事業者と協議する場を設置しましょう。
- ② 荷役作業の有無、内容、役割分担等を陸運事業者へ通知しましょう。
- ③ 自社以外の者に荷役作業を行わせる場合の安全対策（作業手順及び安全設備）を講じましょう。
- ④ 自社の労働者と自社以外の労働者が混在して作業する場合の安全対策を講じましょう。
- ⑤ 自社以外の者にフォークリフトを使用させる場合の事項等

荷くずれに関する基礎知識

（1）数物のカートン貨物の場合、カートン同士の摩擦係数は小さく、側面あおりやロープ掛けなどによって横滑りを防ぐ対策が施されていないと、長いS字カーブや曲がり角での遠心力による荷くずれ発生のおそれがあります。

鉄板類や工作機械などの裸貨物の場合も、横滑りには十分注意して移動防止の歯止めや固縛をしておく必要があります。

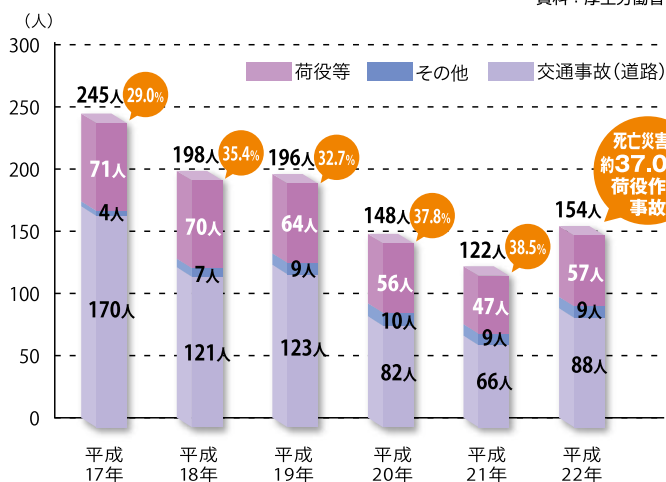
%が荷役作業中の事故

荷役作業中の安全確認の浸透により、着実に減少し続けていた荷役作業中の死亡災害者数ですが、平成22年は増加。平成21年に比べ、10人増え57人になっています(グラフ11)。これは死亡災害者数154人の約37%であり、「ついうっかり」ではすまされない重大な問題です。

この状況を改善するため、厚生労働省は、陸上貨物運送事業者への指導に加え、関係する荷主団体などに向けても協力を要請しました。

グラフ・11 死亡災害者数(確定値)

資料：厚生労働省



ちょっとした 気のゆるみが事故の原因 だから安全確保を徹底指導!

荷役作業の際は、保護帽や耐滑性のある靴の着用を徹底。「危険予防訓練」や「安全作業研修」などを実施し、安全意識を高め、事故が起きやすいポイントに注意してください。つねに気を引き締めて安全確保に臨むように指導しましょう。

例えば、こんな時に
事故は起きやすい



(2) 積付けの形がくずれることによる荷くずれは、不定形貨物など貨物の形状と積付け方法の適否の問題のほか、外装箱、例えば段ボール箱の強度不足によって下段の貨物が積圧によって変形し、荷くずれを発生するといったことも起こるので、積付け時にはカートンの変形状況に注意します。

(3) 転倒による荷くずれは、背の高い積荷、すなわち、貨物の底面の幅(短辺)に対して高さが非常に高い場合に発生するおそれがあります。このような貨物は重心位置が高いため、積付け時に台木、スタクション等を用いて転倒の支点を高くするなどの対策をとるほか、急ブレーキやカーブ走行・曲がり角の急旋回をしないなど、運転操作に注意します。

次頁へ >>>>>

過労死等の認定件数 トラック運転者は57件

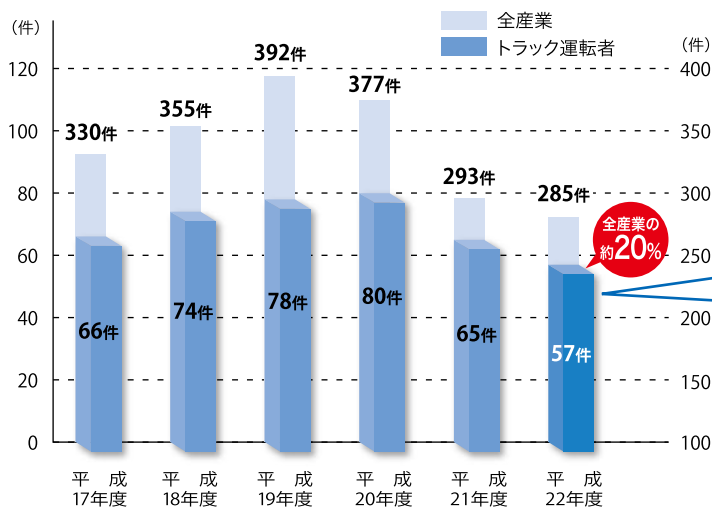
過労死等への改善取り組みが進み、トラック運転者の過労死等の件数は、平成21年度に続いて平成22年度も減少しています。平成22年度のトラック運転者の過労死等の件数は57件、全産業の約20%にもなっています(グラフ12)。なお、発症時の年齢の45%以上が、50歳代という結果が出ています(グラフ13)。

グラフ・12 脳血管疾患および虚血性心疾患等(過労死等事案)の労災補償状況

資料：厚生労働省

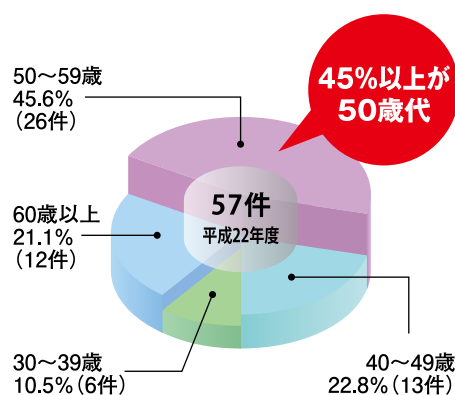
トラック運転者

全産業



グラフ・13 発症時の年齢

資料：厚生労働省



健康診断における有所見率をみると、全産業は52.5%、運輸交通業(トラック、バス、タクシー、鉄道含)は60.3%もあります(グラフ16)。中でも血中脂質、肝機能、血糖の所見が多く、健康管理の指導がより求められています。

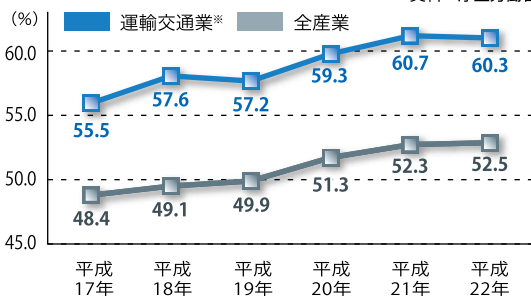
有所見率とは..

定期健康診断(健康診断項目のいずれか)で異常がみられた従業員の割合です。

※運輸交通業：トラック、バス、タクシー、鉄道

グラフ・16 定期健康診断の有所見率の状況

資料：厚生労働省



だからこそ
健康と労
W管理で

過重労働の防止に向けた、
事業所全体での取り組みのために

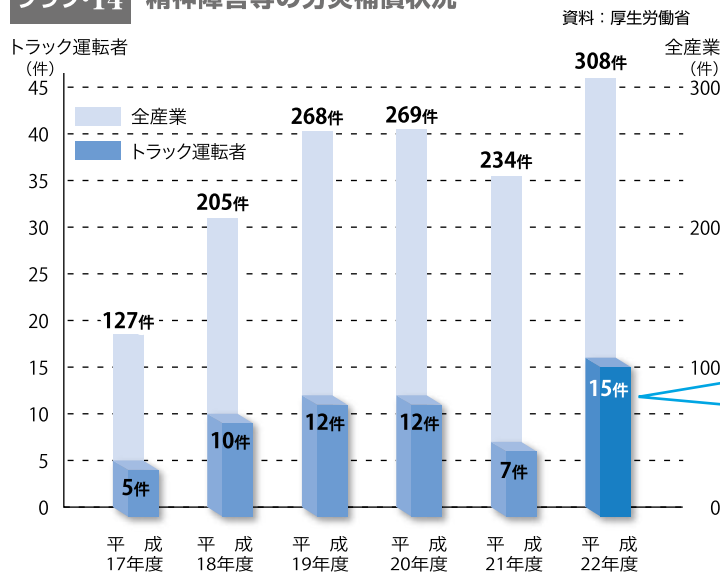
運転者の健康管理

運転者には健康診断を必ず受診させることが必要です。法令によって義務づけられている健康診断は、①雇入時の健康診断、②雇用後の定期健康診断、③特定業務従事者(深夜業に従事する者など)の健康診断、の3つです。深夜業に従事する場合には、6ヵ月以内ごとに1回以上定められた健康診断を行わなければなりません。

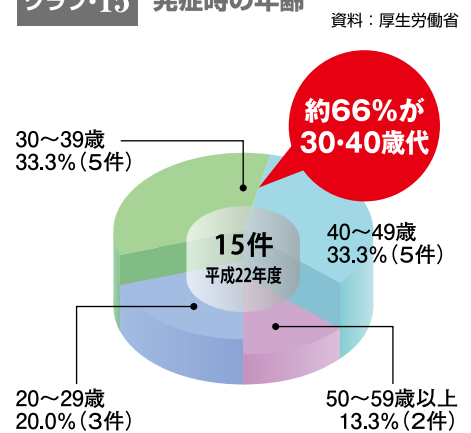
精神障害等の認定件数が 平成21年度の倍以上に

精神障害等の心の病による労災事故は、産業全体、トラック運転者ともに平成22年度は増加しています（グラフ14）。トラック運転者が全産業に占める率は約4.9%です。なお、発症時の年齢の約66%が30歳代、40歳代です（グラフ15）。

グラフ・14 精神障害等の労災補償状況



グラフ・15 発症時の年齢



働時間の 改善を！

平成22年に陸上貨物運送事業で健康に起因して亡くなった方9人

P.04グラフ7の死亡災害における型別割合その他18人の内、健康に起因して亡くなった方は9人です。次の各要因に留意し、健康・労働時間の管理を徹底ください。

- 急性心不全・・・1名
 - 急性心筋梗塞・・・2名
 - 心臓疾患・・・1名
 - くも膜下出血・・・2名
 - 過重労働・・・3名
- 資料：全日本トラック協会

熱中症の対策も！

全産業の熱中症の死亡者は平成21年に比べ約6倍に！

平成22年に熱中症で亡くなった方は、全産業で47人です。運送業は2人と少数ですが、以下の状況を参考に事故防止に努めてください。

●死亡した2人の災害状況

資料：厚生労働省

- ・トラックヤードで荷役作業中、午前10時過ぎ体調不良、その後死亡。
- ・事業所(屋外)で、ミキサー車を修理中、午後1時過ぎに倒れているところを発見、その後死亡。

過労死等の認定件数

- ①脳・心臓疾患発症前1ヵ月間ないし6ヵ月間にわたって、1ヵ月当たり概ね45時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性は低い。
- ②概ね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症の関連性が徐々に高まる。
- ③発症前1ヵ月間に概ね100時間または発症前2ヵ月間ないし6ヵ月間にわたって、1ヵ月当たり概ね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が高いと評価できる。

次頁へ >>>>>





健康管理の徹底

トラック運転者の労働時間の管理とともに“定期的な健康診断や医師による面接指導などの健康管理”を徹底することは、陸上貨物運送事業者の重要な責務です。『労働時間と健康のW管理』で、トラック運転者の安全を確保しながら労災事故撲滅を推進していきましょう。

全日本トラック協会では

「健康障害・過労死等を防ごう」パンフレットや「トラックドライバーのための疲労蓄積度自己診断チェックリスト」などをホームページで公開しています。有効にご活用ください。

さらに、こんなパンフレットも

パンフレットをご希望の方は、全日本トラック協会のホームページ[会員の皆様へ]より目的のパンフレットをダウンロードできます。
または、全日本トラック協会 労働部までお問い合わせください。



運行管理者用 トラックドライバーの 「健康管理マニュアル」

トラック運転者の体調不良による交通事故撲滅を目的とした運行管理者のための実践マニュアルです。

元気に、安全・安心運転 業務に携わるために トラックドライバーの 「健康管理のポイント」

トラック運転者自らが、日々の健康管理を行うためのポイントを整理。折りたたむと携帯に便利な手帳サイズになります。



これでわかる 「改正労働安全衛生法 Q&A」

管理者とトラック運転者本人が、自覚を持って心と体の健康管理を行えるようにさまざまな疑問にお答えします。

SASスクリーニング検査後は… 「SAS精密検査・治療の そこの知りたい! Q&A」

検査により精密検査や治療が必要とされた方をどうサポートしていくべきか、をわかりやすく解説します。



労働安全衛生法について

健康診断を定期的に実施し、トラック運転者が良好な健康状態でハンドルを握るよう配慮しましょう。長時間労働の従業員に対し、医師の面接指導も導入されています。

□健康診断の実施

『雇入れ時の健康診断』『定期健康診断(年1回)』『特定業務従事者(深夜業を含む業務)の健康診断(年2回)』の実施が義務づけられています。さらに、健康診断で異常がみられた労働者には、状況に応じて二次健康診断、特定保健指導などの適切な措置を講じてください。



時間管理の徹底

“改善基準告示”に基づき運行計画を立てることで、適切な労働時間、休日、休息期間、運転時間などを実現できます。さらに“労務管理に関する改正法”に従い、一人ひとりに無理のない労務管理を徹底しましょう。運行期間を守り、乗務前・乗務後の対面点呼で各人の健康状態などをしっかりとチェックし、トラック運転者が安全に業務を遂行できるようにしてください。

運行期間

トラック運転者が営業所を出発後、帰着するまでの期間が144時間（6日間）を超えてはいけません。

点 呼

乗務前・乗務後の点呼は対面点呼です。対面点呼を行えない運行の時は、中間点呼が義務づけられています。

指示書の携帯

対面点呼を行えない運行の場合（2泊3日以上）の運行などには、運行管理者は運転者に運行指示書を携帯させてください。

改善基準告示



項 目	改善基準の内容 (トラック運転者関係)の概要について
拘束時間	1ヵ月 293時間以内 (労使協定があるときは、1年のうち6ヵ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長可) 1日原則 13時間以内 1日最大 16時間(15時間超えは1週間2回以内)
休息期間	継続8時間以上 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように努めること。
運転時間	2日平均で1日あたり9時間以内 2週間平均で1週間あたり44時間以内
連続運転時間	4時間以内 (運転の中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要)
時間外労働	改善基準告示に定める拘束時間の範囲内で、1日、2週間、1ヵ月以上3ヵ月以内の期間、1年の上限を労使協定で結ぶ。
休日労働	2週間に1回以内、かつ、1ヵ月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内
労働時間の取り扱い	労働時間は、拘束時間から休憩時間（仮眠を含む）を差し引いたもの。事業場以外の休憩時間は仮眠時間を除き3時間以内。
休日の取り扱い	休日は休息期間に24時間を加算した時間。いかなる場合であっても30時間を下回ってはならない。
適用除外	緊急輸送・危険物輸送などの業務については厚生労働省労働基準局長の定めにより、適用除外。

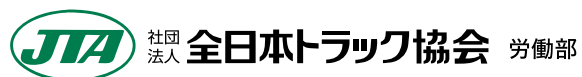
▶ JTA労務管理システムをご活用ください

□長時間労働者への面接指導

平成18年4月に施行された改正労働安全衛生法により、1ヵ月100時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から申し出があった場合、医師による面接指導およびその結果に基づく事後措置が義務づけられています。これ以外の労働者であっても、長時間労働により健康に不安を感じている労働者が申し出

た場合や事業場で定める基準に該当する場合は、面接指導またはそれに準じる措置を講じるように努めなければなりません。なお常時50人未満の事業場も地域産業保健センターなどを活用し、面接指導を実施してください。





〒163-1519 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー19階
電話 03 (5323) 7626 ホームページ <http://www.jta.or.jp>

